

報告第 2 号

損害賠償に関する専決処分報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 15 日提出

熊取町長 藤原敏司

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分する。

令和7年4月14日専決

熊取町長 藤原敏司

1. 事故発生日時 令和6年8月16日 午後3時40分頃
2. 事故発生場所 熊取町成合南23番7地先
3. 相手方 大阪府藤井寺市小山9-3-1
被害者 西日本高速道路株式会社
関西支社 阪奈高速道路事務所
4. 事故の概要 熊取町管理地に自生していた雑木が根腐れにより倒れ、立入防止柵10m及び支柱3本を損傷させたもの。
5. 損害賠償額 434,481円